

## 政策評価に関する有識者会議 運営要領

### (趣旨)

第1条 金融庁の政策評価について客観性・公正性を確保し、評価結果を政策に適切に反映させるとともに、金融行政において外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融に関して学識経験・実践的知識を有する専門家等の意見を聴取することとし、金融庁の政策評価に関する有識者会議(以下、「有識者会議」という)を開催する。

### (検討事項)

第2条 有識者会議は、金融庁が行う政策評価に関して、以下の事項について助言する。

- (1) 政策評価基本計画及び政策評価実施計画の策定等に関する事項
- (2) 政策評価の結果及び政策への適切な反映に関する事項
- (3) 政策評価の手法等に関する調査・研究
- (4) その他政策評価に関する事項

2 有識者会議では、前項に定める事項に加えて、金融行政において外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融行政として新たな取り組むべき重要な課題となる事項についての議論を行う。

### (運営)

第3条 政策立案総括審議官は、有識者会議を開催するため別紙の構成員の参集を求める。また、政策立案総括審議官は、必要があると認めるときは、別紙の構成員以外の者に有識者会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。

2 同一の有識者に参集を求める期間は原則として1年とする。

3 円滑な議事進行を行うため、有識者会議に座長1人を置く。

### (会議の公開等)

第4条 有識者会議は、原則として公開して開催し、同会議において配付された資料は原則として公表する。ただし、第2条第2項に定める事項に関するものについては、率直かつ自由な意見交換を確保するため、この限りではない。

### (議事要旨等の公表)

第5条 有識者会議の議事要旨等を作成し、原則としてこれを公表する。

(その他)

第6条 有識者会議の庶務は、金融庁総合政策局総合政策課総合政策企画室において処理する。

2 この運営要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(別 紙)

政策評価に関する有識者会議 委員名簿

令和8年7月1日現在

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 植田 健一 | 東京大学大学院経済学研究科兼公共政策大学院教授 |
| 内田 貴和 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役 |
| 江川 雅子 | 学校法人成蹊学園学園長             |
| 岡崎 哲二 | 明治学院大学経済学部教授            |
| 中曽 宏  | 株式会社大和総研理事長             |
| 本田 桂子 | 早稲田大学商学学術院大学院経営管理研究科教授  |

(敬称略・五十音順)